

ソラナ（SOL）取扱い開始予定のお知らせ

株式会社 bitFlyer（本社：東京都港区、代表取締役：加納 裕三、以下「当社」）は、2026年6月24日（水）より販売所でソラナ（以下「SOL」）の取扱いを開始することをお知らせいたします。SOLは、コンセンサスアルゴリズムにプルーフ・オブ・ステーク（PoS）を採用しています。加えて、独自技術であるプルーフ・オブ・ヒストリー（PoH）を組み合わせることで、より高い処理能力を実現した、高速かつ低コストの取引処理を可能にするブロックチェーンで、幅広いアプリケーションの基盤として利用されています。

当社は今後も暗号資産の取扱いを積極的に拡大することで、お客様に多様な投資の選択肢を提供してまいります。



■ 取扱い開始日時

売買：6月24日（水）13時頃

bitFlyer かんたん積立の初回積立日：6月25日（木）

■ SOLの概要

通貨名：ソラナ

ティッカーシンボル：SOL

特徴： SOL は、高速かつ低コストの取引処理を可能にするブロックチェーンで、独自のプルーフ・オブ・ヒストリー（PoH）を用いた設計により高い処理能力を実現しています。 SOL はステーキングやネットワークのセキュリティ維持に利用され、分散型アプリケーションや NFT 取引など幅広いユースケースを支える基盤となっています。

*プルーフ・オブ・ヒストリー（PoH）とは、SOL が採用する独自の仕組みで、連続的なハッシュ計算によってトランザクションの発生順序と経過時間を暗号技術で証明します。これにより、ノード間でトランザクション順序に関する合意形成の負荷が軽減され、ブロック生成や取引処理の効率化に寄与しています。

出典：<https://solana.com/ja>

bitFlyer グループについて

株式会社 bitFlyer は、「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに 2014 年に創業しました。お客様にご愛顧いただき、国内でビットコイン取引量 10 年連続 No.1* を達成しました。創業以来、セキュリティと法令遵守を重視した運営体制のもと、お客様に安心・安全で使いやすいサービスを提供してきました。また、bitFlyer USA Inc. そして bitFlyer EUROPE S.A. とともに、日本にとどまらず米国・欧州へと事業を拡大し、グローバルに暗号資産交換業を展開しています。さらに、株式会社 bitFlyer Blockchain では独自ブロックチェーン「Miyabi」を開発・提供し、暗号資産取引所に上場するトークンの基盤システムなどに採用されています。今後もグループ間の相乗効果を活かし、ブロックチェーン技術の社会実装と暗号資産市場の健全な発展に貢献するとともに、アジア No.1 を目指します。

公式 HP : <https://bitflyer.com>

*JVCEA および各社公表データを基に当社調べ（差金決済および先物取引を含む年間出来高、2016–2025 年）

【注意事項（よくお読みください）】

暗号資産は法定通貨ではありません

暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます

暗号資産の売買や他の暗号資産との交換は、暗号資産の価格変動により損失を被ることのある取引です。暗号資産の価格は、需給バランスの変化や、物価・法定通貨・他の市場の動向、暗号資産に係る状況の変化等の影響により下落する可能性があります

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の取引価格は、当社における暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動から影響を受けて上下するほか、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引が参照する暗号資産の価格の変動から間接的な影響を受けることによっても上下するため、損失を被ることがあります

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引は、取引価格と建玉数量の積である取引金額を預入証拠金等の額よりも大きくできる取引です。そのため、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動や参照する暗号資産の価格の変動によりお客様に不利な方向へ取引金額が預入証拠金等の額よりも大きく変動し、お客様の被る損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっての預入証拠金等の額は取引金額の 50% 以上であり、取引金額は預入証拠金等の額の 2 倍以下となります（いずれも個人のお客様の場合）。預入証拠金等についての詳細は

「[bitFlyer Crypto CFD とは?](#)」をご覧ください

販売所における暗号資産の売買や他の暗号資産との交換の際には、購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換並びに暗号資産等関連店頭デリバティブ取引のご利用に際してお支払いいただく手数料、その他費用、計算方法等は「[手数料一覧・税](#)」に定める通りです

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引は、当社がお客様の相手方となって行われる相対取引です

契約締結前交付書面等の内容を十分ご確認いただいた上で、ご自身の判断と責任により取引を行ってください

株式会社 bitFlyer

暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00003 号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3294 号

所属する認定資金決済事業者協会及び金融商品取引業協会 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報

〒107-6230 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト : <https://bitflyer.com> お問い合わせ先 : <https://bitflyer.com/ja-jp/contact>